

本書面は、園が加入する損害保険契約で、遡及して保険金の支払いの可能性がある園の保護者さまに、損害保険ジャパン株式会社が、園を通じてご連絡する書面となります。

2022年10月

保護者の皆さまへ

損害保険ジャパン株式会社

保護者さまへのお詫びとお知らせについて

拝啓 平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

さて、保護者さまのお子さまが在籍される園では、園児が新型コロナウイルス感染症等を発病した際に補償をする損害保険契約を、損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパン）と締結しています。

この度、園児の家庭内感染による新型コロナウイルス感染症等の一部について、遡及して保険金のお支払いの可能性があることが判明したため、園を通じてご連絡させていただいています。

つきましては、お子さまに家庭内感染等による新型コロナウイルス感染症等の発病がある場合、園の加入する保険で保険金が受領できる可能性があるため、お手数をおかけしますが、お子さま在籍の園までご連絡をお願いします。

当社の誤りにより、皆さまに多大な迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

敬具

記

1. ご確認のうえ園へご連絡いただく事項

お子さまが園に在籍中、家庭内感染での発病など、園の管理下外で新型コロナウイルス感染症等の特定感染症（※1）を発病している場合は、下記①～⑤につきお子さま在籍の園までご連絡ください。

①園児名 ②保護者名 ③ご住所 ④電話番号 ⑤初診日もしくはPCR検査日

なお、園の管理下中の発病や、すでに保険金を受け取っている場合はご連絡の対象外となります。

（※1）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症（※2）をいいます。2022年8月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

（※2）新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）であるものにかぎります。

2. （ご参考）自宅療養の取り扱いに関して

2022年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医師等の指示による自宅療養についても入院とみなしてお取り扱いいたします。

3. 保険金のお支払い手続きについて

上記1. で園にご連絡いただいた内容を、園から損保ジャパンへ通知いたします。

保険金のお支払いの可否、必要な書類・手続き等は損保ジャパンより該当の保護者の皆さまに改めてご案内いたします。

4. 本件に関する問い合わせ先

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

電話 03-3349-5137 受付時間 平日9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除きます）

以上